

# 令和3年度京都府奨学のための給付金 (家計急変世帯への支援)のご案内

京都府では、私立高等学校等に通う高校生等のいる低所得世帯に対し、授業料以外の教育に必要な経費の負担を軽減することを目的とした給付金を支給します。(返還は不要)

**保護者等の失職等により、収入が激減した世帯が対象です。**

## 対象となる世帯 (支給要件)

以下のすべてに該当する世帯が対象です。

- 保護者等(親権者全員)が、**京都府内に在住していること。**
- 高校生等が、平成26年4月1日以降に、高等学校等の第1学年に入学。
- 家計の急変により、家計急変後1年間の収入見込額が住民税所得割非課税相当(※1 下記表参照。会社員の場合は給与収入、自営業の場合は事業所得で判断)であると認められること。(定年退職は対象外)

世帯の年収見込(※1)	寡婦(夫)	3人世帯	4人世帯	5人世帯
会社員の方	2,042,858円未満	2,214,286円未満	2,714,286円未満	3,214,286円未満
自営業の方	1,350,000円未満	1,470,000円未満	1,820,000円未満	2,170,000円未満

- 高校生等が、就学支援金対象校である学校又は高等学校専攻科に基準日※2 時点で在学しており、休学中でない。  
※2 基準日・・・7月1日までの家計急変については7月1日  
7月2日以降の家計急変については家計急変発生日  
(提出期限を超過して提出した場合は、申請日の翌月1日)
- 高校生等が、通算3回(定時制・通信制の高等学校等に通う高校生等は通算4回)以上、本給付金の給付を受けていない。  
※ただし、学び直し支援金受給者については、これに加えて1回(定時制、通信制の高等学校等に通う高校生等は最大2回まで)

## 給付額 (7月申請の場合)

世帯種別		給付金額(年額)
全日制 定時制	第1子	129,600円
	第2子以降	150,000円
通信制		50,100円
専攻科		50,100円

申請方法等については、裏面を  
チェックです～



- ・7月2日以降の家計急変の場合は月額支給となるため、上記の金額とは異なります。
- ・母子家庭奨学金等の他制度を受給されている場合、支給額が調整されることがあります。

## 該当確認フローチャート

Q1. 令和3年度非課税世帯または生活保護（生業扶助）受給世帯ですか？

はい

通常の奨学のための給付金（申請期限7月末）に該当します。※

※ 通常申請用の申請書を手の上、ご申請ください。

いいえ

Q2. 家計急変により、今年の収入見込みが非課税世帯相当（表面参照）ですか？

はい

今回案内制度に該当します。必要書類を手の上、ご申請ください。

いいえ

今回案内制度の対象にはなりません。

## 申請期限及び申請方法

### 【京都府認可校】

在学している学校で申請書類を受け取り、学校に提出してください。  
申請期限については、在学している学校から案内があります。

### 【京都府認可校以外】

在学している学校で申請書を受け取るか、府HPで申請書をダウンロードし、京都府宛て提出してください。申請期限については、下記のとおりです。

- ①7月1日までの家計急変：7月1日（木）～7月31日（土）
  - ②7月2日以降の家計急変：令和4年2月25日（金）まで随時受付
- 府HP：<http://www.pref.kyoto.jp/bunkyo/syogakukyufukin.html>



申請書等提出先：〒602-8570（住所不要）  
京都府文化スポーツ部文教課 経営支援・宗教法人係 宛て

## 問い合わせ先

### 【京都府認可校】

在学している学校にお問い合わせください。

### 【京都府認可校以外】

京都府文化スポーツ部文教課 経営支援・宗教法人係

電話：075-414-4542・4516

受付時間：平日午前8時30分～午後5時15分（正午から午後1時までを除く）